

### 3. 与信審査におけるリスクベース・アプローチと性能規定の導入

#### (1) 基本的な考え方

FinTech 企業による購入履歴等のビッグデータ・AI 解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現している中、性能規定の考え方に基づけば、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべきである<sup>12</sup>。

また、性能規定の導入にあたっては、少額・低リスクのサービスに対し、そのリスクに応じた相応の規制を課すなど、リスクベース・アプローチの観点も踏まえつつ、制度設計がなされるべきである。

#### (2) 性能規定の評価主体と基準

事業者における技術・データを活用した与信手法が支払能力を超えた与信につながらないと考えられうるかどうかを評価する主体については、事業者が自ら判断・評価する方法と行政等の第三者がチェックをする方法が考えられる。また評価のタイミングとしては、事前と事後の2つの場合が考えられる。適切に過剰与信防止措置を講じていくためには、行政等の第三者が事前にチェックを行うとともに、事後的にも、行政等の第三者に対し、定期的なレポート等によりチェックをすることが必要である。

また、事業者においては、①技術・データを活用した解析手法、スコアリング手法により与信審査を行っていること(但し、その手法については、性能規定の考え方にに基づき、一律の要件を定めることとはしない)、②延滞率(又は貸倒率)を一定の水準・範囲とすることが求められる。延滞率(又は貸倒率)の設定にあたっては、自社実績等を基本としつつ、必要に応じ業界平均等も加味することとし、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、各社ごとの基準を設定することとする。

以上により、性能規定の適用にあたっては、当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率(又は貸倒率)を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、事前チェック及び事後チェック(プレッジ・アンド・レビュー)により、適切な管理を担保することとする。その際、いたずらに事業活動を制約することがないよう、経済環境の変化等に留意することが必要である。

なお、平成20年改正時の内外環境を踏まえた改正趣旨に照らし、技術・データを活用して支払可能な能力が判断できる場合において、他社でのクレジット債務額を把握することなく与信審査を行う場合には、支払可能見込額調査に代替しうる性能を確保できるか否かについても確認することが求められるといった慎重な意見もあった。

<sup>12</sup> 全てのクレジットカード会社が AI やビッグデータ等を活用した与信審査の手法を開発・運用できるわけではないことから、引き続き支払可能見込額調査に基づく与信審査の手法も残しておく必要がある。

また、「消費者利便の向上あるいは消費者保護の精緻化の観点から、独自に高度な与信審査システム等を開発が出来ないクレジットカード会社に対して、ビッグデータと高度な分析により精度の高いスコアリングシステム等が出来る事業者から、スコアリング結果等の提供を受けることが出来る環境づくりについても検討が必要である。」との意見があった。これに関し、「こうした事業者間でのスコアリング情報の提供にあたっては、消費者のプライバシー保護という観点にも留意する必要がある。」といった意見があった。

### (3) 指定信用情報機関の信用情報に関する整理

#### ① 指定信用情報機関の役割

指定信用情報機関は、これまでクレジットカード利用者の膨大な信用情報を蓄積し、これをクレジットカード会社に提供することで、その適正な与信審査に貢献し、安全・安心なクレジットカード取引を確保するために重要な役割を果たしてきた。この役割と蓄積された信用情報の重要性は、今後の制度体系の中でも、引き続き、変わるものではない。他方、技術革新をはじめ、社会環境が変化する中で、信用情報の使用・登録のあり方など、その制度や業務運営のあり方については、こうした変化に見合った合理的な形態に変化していくことが求められる。具体的には、「比例原則」に基づく必要最小限度の合理的な規制の下に、信用情報の利用者(事業者)・消費者双方の目線に立った効率的な業務運営がなされることが必要となる。

#### ② 指定信用情報機関の信用情報の使用義務

割賦販売法第30条の2において、支払可能見込額調査を行う際においては、指定信用情報機関の信用情報を使用することが義務付けられている<sup>13</sup>。当該義務については、あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み(計算式)を用いて支払可能な能力・額を算定する場合に必要な情報(クレジット債務等)を参照する義務<sup>13</sup>である。従って、性能規定の考え方にに基づき、購入履歴等のビッグデータ・AI分析や過去データ・ノウハウに基づく与信審査により、支払可能な能力を判断できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、支払可能見込額調査の算定式を用いず、技術・データに基づく与信モデルを用いることとなるため、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さない<sup>14</sup>ことが適当であると考えられる。

割賦販売法は、包括信用購入あつせん業者に対して、支払可能見込額調査の義務により、あくまでも利用者の支払可能と見込まれる額を算定する義務を課すのであって、当該利用者の延滞状況や他社債務を含めた債務額の多寡によって与信の可否を決めることを求めてはいないことから、技術・データの活用によって当該利用者の支払可能な能力が判断される場合には、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用義務は必要ないと考えられる。

また、現行規制では、極度額30万円以下の場合には支払可能見込額調査の適用除外とする一方、指定信用情報機関への照会の結果、延滞等がある場合には、支払可能見込額調査を行うこととなっている(即ち、現行では極度額によらず、指定信用情報機関の信用情報の使用が事実上義務づけられている)。この指定信用情報機関への

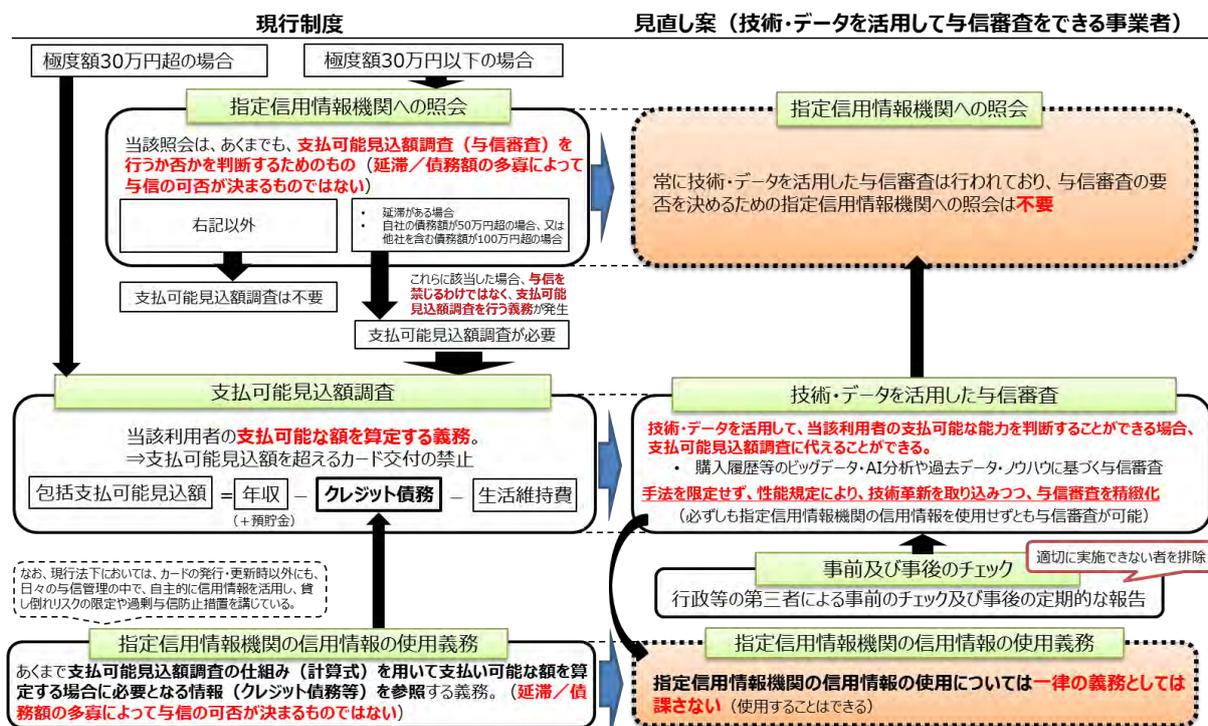
<sup>13</sup> 割賦販売法第30条の2第3項では「包括信用購入あつせん業者は、第1項本文の規定による調査(支払可能見込額調査)を行うときは、…指定信用情報機関…が保有する特定信用情報…を使用しなければならない」とされているが、他方、「支払可能見込額調査」を行わない場合においても、支払能力の調査にあたり指定信用情報機関を利用することと登録の義務づけが必要であるのとの見解もあった。

<sup>14</sup> 一律の義務としては課さないものの、事業者が与信判断をする際に、自己の判断として必要と考える場合には、当該情報を使用することができることは当然である。

照会は、割賦販売法上は、あくまでも、支払可能見込額調査を行う必要があるか否かを判断するための義務であり（延滞／債務額の多寡によって与信の可否を決めることを求めてはいない）、支払可能見込額調査に代えて、技術・データを活用した与信審査を行う事業者において、常に与信審査が行われている場合には、与信審査の要否を決めるための指定信用情報機関への照会は不要である。

他方、現行法の体系を必ずしも前提としない立場から、他社のクレジット債務についてすでに延滞等が発生している情報を把握することなく与信審査することによって、多重債務防止の性能が確保できるのかとの観点から、技術・データを活用した与信審査の性能をどう見るかという検討が必要ではないか、また、技術・データを活用して支払可能な能力が判断できる場合においても、支払能力の調査に当たりクレジット業界全体で与信情報を共有することによる多重債務防止の機能を保持することが必要ではないかという意見もあった。

【図 16】指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関する整理

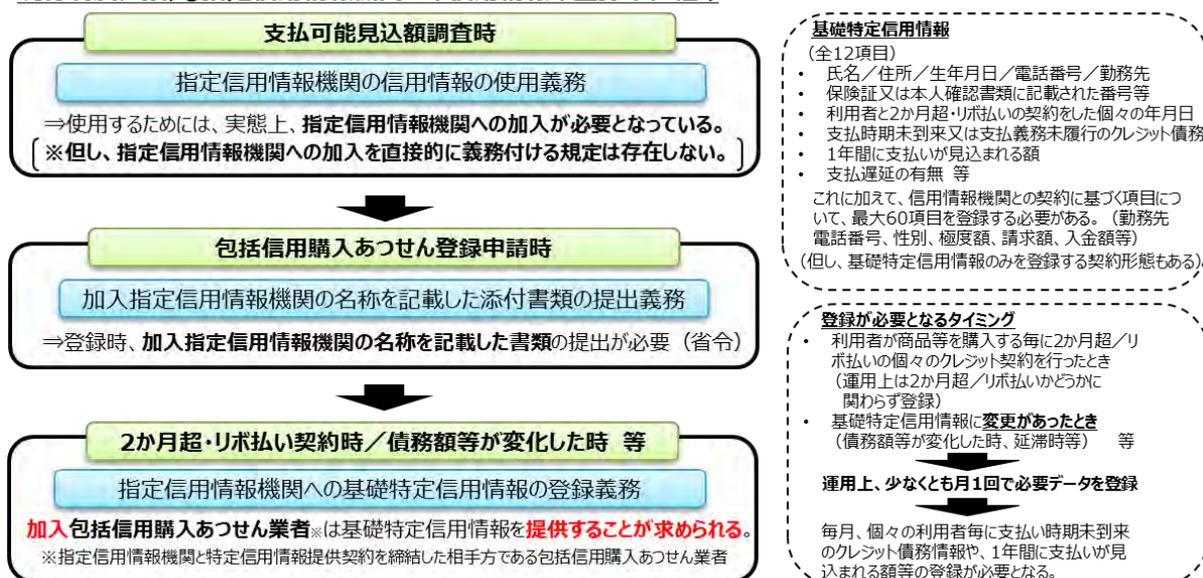


### ③指定信用情報機関への信用情報の登録義務

現行制度においては、支払可能見込額調査において信用情報を使用するため、指定信用情報機関に加入することが実態上必要であり、加入包括信用購入あつせん業者は割賦販売法第 35 条の 3 の 56 に基づき、指定信用情報機関への基礎特定信用情報の情報提供（登録）が義務付けられている。

## 【図 17】指定信用情報機関への情報情報の登録義務の概要

### 現行制度における指定信用情報機関への信用情報の登録の枠組み



少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、以下の理由から、登録義務を課さないとするのが考えられる。

- ・ 新たに登場している少額・低リスクのサービスは、従来型のクレジットカードサービスとはマーケットが異なっているのではないかと。
- ・ 自ら指定信用情報機関の信用情報を使用しないにもかかわらず、他社による利用のためにコストを払い、登録しなければならないとするのは妥当ではないのではないかと。
- ・ 日常生活・趣味等の数千円～数万円のサービス<sup>15</sup>に係る債務の登録コストに対し、当該信用情報を使用する有効性（費用対効果）は低いのではないかと。
- ・ イノベーションと消費者保護のトレードオフの関係の妥協点として、少額・低リスクのサービスにまで、登録義務を課すことは適切でないのではないかと。

このため、少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、登録義務を課さないとするのが適当であると考えられる<sup>16</sup>。

他方、少額サービスの利用の積み重ねで一定の債務額となる場合もあり、指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合でも、登録を義務とすべきとの意見もあった。また、クレジットカードの利用がより増加することが見込まれることを踏まえ、登録義務の

<sup>15</sup> 極度額 10 万円以下の場合、与信額及びその債務残高は数千円～数万円程度と考えられる。

<sup>16</sup> 破産件数に関しては、「クレジットカードによる購入」を理由とした、債務総額が 100 万円未満の破産者数・全体に占める割合は統計データがないものの、「2017 年破産事件及び個人再生事件記録調査（日本弁護士連合会）」により、債務総額が 100 万円未満の破産者が 2002 年の 1.49%から 2017 年には 7.51%に増加していることを踏まえ、近年の多重債務者がどの程度の債務額で発生しているのかという実態を踏まえた上で議論すべきとの意見もあった。但し、「司法統計」を見ると、破産件数は平成 26 年の 73,368 件から平成 30 年には 80,011 件に増加しているものの、「2017 年破産事件及び個人再生事件記録調査（日本弁護士連合会）」によれば、複数回答の調査で、「クレジットカードによる購入」を破産理由とする割合は、2014 年では 6.61%、2017 年では 6.46%とされており、必ずしも大きな割合を占めるものではない。

要否について検討を行う必要があるとの意見もあった。

なお、以下の点から、少額・低リスクのサービスの積み重ねで高額な債務に至ることは想定しにくいのではないかと考えもある。

- ・ 支払可能な額を超えて支払が滞る場合には、それ以上の与信はなされない(サービスそのものの停止等)。
- ・ 多重債務に陥りがちな利用者は、従来型のクレジットカードサービスでは一般的に極度額が数十万円と高額であるため、その範囲での安易な利用が進みやすく、これを複数契約することで高額な債務を負うことになるのに対し、少額・低リスクのサービスでは、少額の限度額ごとに契約と審査が行われ本人が自己の債務や利用状況を自覚し利用の歯止めがかけられる機会が多い。

こうした中、悪意のある利用者や少額債務を重ねる利用者など、一部の利用者を想定し、全ての事業者に対し一律の重い規制を課すことが妥当かとの考えもある。

他方、後払いサービスとリスクの関係については、与信や支払いの期間・方法との関係を考える必要があり、それらによっては、よりリスクの高いものとなるとの意見があった。

また、既存の登録義務を一律に課すのではなく一定金額以上の債務が積み重なった場合や延滞が発生した場合についてのみ登録義務を課すこととしたり、登録頻度や求める情報を見直すことによって対応できるのではないかといった意見や、指定信用情報機関の運用・システムのあり方を見直すことで対応できるのではないかとの意見もあった。

更に、指定信用情報機関への加入の手続きに時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24時間の照会・登録ができないなど、FinTech企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、運用・システムのあり方を検証・改善する必要がある。

なお、登録義務の運用に関しては、例えば、少額の後払いサービスでは、支払うことができないということではなく、支払い忘れが多い等の実態がある中で、消費者の将来的な与信への影響や効率化の観点を踏まえ、(支払い忘れ等による)極めて少額な債務(数千円程度)まで延滞履歴(異動情報)として登録すべきかなど、登録のあり方全般を検討する必要がある。

一方、少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合以外には、以下の理由から、引き続き登録義務を課すことが適当である。

- ・ 少額・低リスク以外のサービスにおいては、債務額が大きくなりうるため、指定信用情報機関の信用情報の使用の有無にかかわらず、過剰与信防止の観点から信用情報の登録が必要と考えられる。(他社に対しての影響も大きい)
- ・ 少額・低リスク以外のサービスは、全体としてクレジットカード債務の多くを占めると

ともに、自社・他社の相互利用の際の情報の正確性(信頼性)という観点からも登録する必要があると考えられる。

- ・ 指定信用情報機関の信用情報を使用する場合には、片務的な使用の権利を享受するのみならず、他社との相互利用の観点から登録する必要があると考えられる。

【図 18】指定信用情報機関への情報提供(登録義務)に関する整理

サービスの種類	少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合	左記以外のサービス
登録義務	義務を課さない	義務を課す

#### (4) 見直しの方向性

以上のような考えに基づき、性能規定の導入についての見直しの方向性として考えるものをまとめると下図のようになる。こうした制度見直しを考える場合にも、上記のような意見が出されたことを踏まえる必要がある。

【図 19】性能規定における見直しの方向性

	少額・低リスクのサービス (極度額10万円以下)	少額・低リスク以外のサービス	
		技術やデータを活用した方法で 与信審査ができる事業者	それ以外 (現行不変)
サービスを提供する事業者	購入履歴等のビッグデータや解析技術を活用して支払い可能な能力を判断できるとする者 <b>(これに該当しない者については現行通り)</b>	過去のビッグデータや与信スコアリングを活用して支払い可能な能力を判断できるとする者	左記以外
事前・事後チェック <b>プレッジ・アンド・レビュー</b>	性能規定の適用にあたっては、事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率(又は貸倒率)を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、 <b>事前チェック及び事後チェック</b> (プレッジ・アンド・レビュー)により、適切な管理を担保することとする。 <small>※延滞率(又は貸倒率)については自社実績等に基づき一定の水準・範囲とする。</small>	<small>※延滞率(又は貸倒率)については、自社実績や業界平均等を踏まえつつ、一定の水準・範囲とする。</small>	現行と同様
支払可能見込額調査	現行の支払可能見込額調査に代えて、技術・データを活用した与信審査を実施		
指定信用情報機関の信用情報の使用義務	一律の義務としては <b>課さない</b> (使用することはできる)		
与信審査結果を超える与信の禁止	支払可能と判断した能力を超えた与信の禁止 (現行の包括支払可能見込額を超えた与信の禁止と同様の考え方)		
指定信用情報機関への信用情報の登録義務	指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合には、義務としては <b>課さない</b>	引き続き義務を <b>課す</b>	

※事前・事後チェックの方法については、**リスクベース・アプローチの考え方を採用し、リスクに応じた相応の規制**を課す。  
 ※新規事業者については、事業者登録時に事前チェックをワンストップで行うなど可能な限り簡素な手続きとする。

上記の指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の制度見直しに関しては、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務を引き続き課すべきではないかという意見があり、これを踏まえて制度のあり方を整理する必要があるとともに、何らかの措置を行う場合でも、少額・低リスクのサービスとそれ以外のサービスについて段階的に実施するなど、実務的に混乱が生じることのないよう十分な配慮が必要である。